

第4日

平成27年9月4日（金）

午後2時9分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、1番和田庄治議員の質問を許可します。1番和田庄治議員。

（1番和田庄治君登壇）

○1番（和田庄治君） 1番、日本共産党、和田庄治です。通告に従い、質問を行います。

現在、参議院で安全保障関連法案の審議が行われています。質問に答弁できずに78回も審議がとまる異常事態となっています。全国各地で連日、廃案を求める集会やデモが行われています。民意が反映する議会になるように質問を行います。

この後の質問は質問席で行います。

（1番和田庄治君降壇）

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 質問を行います。マイナンバー制度についてです。

平成25年8月に国会で成立いたしました行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるナンバー法は、年金、医療や介護などの社会保障の給付、税金、保険料の支払いや所得情報など、これまで個別に管理されていた国民の個人情報をもつ番号で一元化に管理できるとさせられています。

しかし、膨大な個人情報を政府が一元的に扱う巨大システムづくりのこの法律は、情報漏えいによるプライバシーの侵害や犯罪利用など、取り返しのつかない事態を起こす危険が大きいと危惧されているところです。マイナンバー導入による本市及び市民や中小業者はどんなメリットがあるのか、デメリットについてもお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） マイナンバー制度につきましては、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤とされているところでございます。

まず、行政の効率化があります。マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体での手続で個人番号の提示、申請書への記載などが求められるようになります。国や地方公共団体間で連携情報が始まりますと、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間、労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

次に、国民の利便性の向上があります。これまで市役所、税務署、社会保険事務所など、複数の機関を回って書類を入手し、提出するということがございました。制度の導入後は社会保障・税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が削減される場合があるなど、面倒な手続が簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる予定でございます。

最後に、公平・公正な社会の実現でございます。国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 一元化による公平性、行政への効率化という答えでしたが、これに対する、今度の28年1月よりマイナンバー制度の運用が開始されることに当たって、今の時点で自治体より業者向けへの説明会、または市民への説明会などが行われていないという声が上がってきております。

まず事業者に関してですけど、いつ説明会が行われ、市として、自治体として相談窓口がいつ開設されるかをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） まず説明会でございますけれども、事業者向けに対しましては市のほうが直接するという計画はございません。この事業者向けの説明会につきましては、国のほうで説明会を催されたり、それから商工団体などで円滑な導入のためのセミナー等が行われております。

当朝倉市でございますけれども、商工会議所のほうで円滑な導入のための制度対応セミナーなどが開催されているところでございます。8月には86人の参加者に対しまして、税務署、社労士、ベンダー、ベンダーといえますのはシステム開発業者などでございます。そういった制度に対しましてセミナー、説明会等が行われておるということでございます。

また、会議所におきましては、その後も公認会計士の説明等が行われる予定でございます。そういった計画がなされておるという状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） では、市民、個人に対しての説明会等はあるのかをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 個人に対する説明会というものは計画はしておりません。ただし、この個人に対する説明につきましては、例えば10月から個人のナンバーが付番されるとか、来年の1月以降は個人番号カードが申請により入手できるとか、そういったことにつきましては国のほうでもさまざまな媒体、テレビ、新聞等で行われているところでございます。

それから市のホームページにつきましても当然に行っておるということでございますので、市だけで行うというものではございませんで、国、それから県のほうでもさまざまな媒体を通じて行ってるということでございますので、市として特別に個人の市民向けの計画はないという状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） ということは、市民に対してはマイナンバーの交付のときに、その説明を行うということというふうに理解してよろしいんですか。それとも県や国のほうから、今やって周知している、公告により周知をしてるということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） こういう社会全体の方々、全ての方々に影響が出るというようなものにつきましては、さまざまな方法、さまざまな機関がそれぞれに行いますし、連携をとって行うという必要があるかと思っております。市のほうといたしましては、先ほど言いましたホームページももちろんしておりますけれども、広報におきましては、ここの5月、8月。8月につきましては15日号、また10月にも行う予定でございます。あらゆるところがさまざまな広報、周知を図っていくということが重要と考えておるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） わかりました。

現在、事業者のシステム導入で高額な出費が見込まれ、専門担当を配置するなどより人件費がかかるということも出ております。事業者に係るシステム導入の事務負担や専門担当に新たな配置した場合の人事にかかわる自治体からの補助などは考えておられるのか、国からの補助があるのかをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） まず、私どもの事業者、民間事業者がどういった手続に必要かという私どもの認識をお話しさせていただきます。28年1月以降につきましては、民間事業者も健康保険、厚生年金、雇用保険などの手続や報酬等に係る支払い調書の作成、源泉徴収票の手続などにおいてマイナンバーを取り扱うことになる。具体的にはそれらの書類にマイナンバーを記載するため、事業者本人とか家族等のマイナンバーを取りまとめる必要が出てくるというふうに認識しております。

このため、給与や社会保険を取り扱っているという全ての事業者につきましては、特にシステム化している事業所におきましては、マイナンバー制度に対応したシステム開発、改修が必要となるというふうに考えております。

この際、費用が発生するわけですが、その費用の額につきましては従業員数の規模やシステムの程度により異なるものというふうに認識しております。これら民間事業者のシステム開発、改修に対する国の財政支援はございません。お尋ねの市の財政支援につきましても予定はないところでございます。

マイナンバー制度で本当に困っている人に必要な給付とか、適切な支援などが可能になるということでございます。また年金や福祉関係で行政手続が簡単になる。つまりマイナ

ンバー制度はこれらを支える社会基盤というものでございますので、こういった仕組みは社会全体で支えていくということもございますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 事業者の中には大手、中小企業もありますし、零細企業、また個人事業主という方もいます。大企業や中小企業の規模だとシステム開発等にかかる経費というのは会社の中で経費で落とすことも可能だと思われませんが、今現在、中小・零細企業において、それと個人事業に関してです、システムを事業規模によっても金額が違っているとされていますが、やっぱりそれなりの金額、いわゆるセキュリティー等のシステムの問題があるので、それなりの金額がかかるという声が出てきております。

そういう中で、やっぱりある程度、国ないし市からの支援というものが、補助等の支援というものがあつたほうがいいのではないかと思います、それに関してはどう思われるか、お答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 中小企業、零細企業におきましては確かにコストになるということは認識をしております。ただ、どれだけかかるかということにつきましては、その規模、特に零細企業でございますと程度が手持ちのパソコン内できるとかといったものもあるというふうに聞いております。ですから、さまざまなシステムの変更があり得ると。例えば個人認証をするにしても、指紋を認証するとか、さまざまなセキュリティーの方法があると。そういった意味で企業の規模、それから従業員の数において大きくシステムの改修等は変わってくるというものでございます。

そういう中で中小企業等の支援につきましては、一律に支援するということにつきましてはなかなか制度化は難しいというようなものでございます。一部負担につきましても、例えば一部を支援するということにつきましても、朝倉市が独自にすることにつきましては中小企業支援ということにはなろうかと思いますが、そのことにつきましては、このマイナンバー制度が実施されるからということだけで、そういう中小企業を支援するかどうかにつきましては検討が必要な事項だというふうに思っております。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 今回、このマイナンバーを導入することによりまして懸念されている内容というのがセキュリティーについてです。アメリカや諸外国でやってるマイナンバー、社会保障制度とかの番号付貸に関していろんな情報漏えいや、ということが起こっています。その中でやめている国も出てきております。

セキュリティーとシステム導入に関する費用に関してここまでこだわるのは、そのシステムの金額によりセキュリティーの重要さというのが変わっていくことです。安い、安いという言い方はおかしいとは思いますが、安価なセキュリティーを使えば、それだけそ

こから情報を盗み取ることもできる。逆に、だから高いところから、高くお金を出せばそれだけ高度なセキュリティーができるかと、そうでもないというのも実情です。実際どのようなセキュリティーであっても破られてるとというのが今、実情だと思います。

その中で、国や市が補助金を考えていないとか、そういうふうな場合に、事業者にとって今回のシステム導入に関してのやっぱり困惑が出てるというのも今の実情です。この前、民商のほうでお話を聞いたところによると、なかなか説明会もない。民間のセキュリティー会社やシステム会社からの説明会は起こっても、市や国からは全く説明がないということで困惑してるというところがあると。民間団体でのシステムの説明会だけではわかりにくいところが多いというふうな質問がいっぱい出てきました。今回こういうふうな質問になったわけです。

今制度では個人番号の国民の全員通知し、個人で管理するようになっていますが、子供や高齢者、いわゆる生まれたばかりの子供から高齢者まで、などが自分で管理することが困難な方に対する対処、説明等はどうか、お答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） まだ番号通知とかがこれからなされていくということですが、その中で市でできることにつきましては最大限の説明を何らかの形で、例えば広報等を通じて行っていくということですが、実際に今、議員がおっしゃいますような事態につきましてはの対処というものにつきましては、国全体で国が考えていくというふうなものになるのではないかとこのように考えます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） この個人番号の管理に関しても、これもセキュリティーの問題なんです。結局、こういうふうなことも考えられます。高齢者の方に個人番号が給付される。だけでも高齢者の方でそれを管理できない人がいるという中で、一部聞いた話の中では、施設に入所されてる方に関しては、施設が一括で管理するというふうな話も出ています。こういうことでいわゆる個人情報流出、必ずしもあり得るとは決められないことではあります、あり得る話でもあります。だからこそ、今回セキュリティーに関してここまで皆さんが危惧されてるといふところがあります。

今回、一括管理される場合、企業でも一括管理をする場合もあります。給与や税金等の申請等に、社会保障に関する申請等に関しても一旦従業員のマイナンバーを集めて、それを一括して申請するというふうになってますが、そういうときこそセキュリティーの問題が出てくるので、そういうものに対する説明というものが市ではやっていないということになる。これに関してはどうお考えなのか、お願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） マイナンバー制度における安心・安全の確保につきましては、制度面なりシステム面におきましてさまざまな措置が講じられるということになっ

ております。こういったことにつきましては、例えば先ほど言いました商工団体を通じましてとか、そちらのほうでもやっていると、国のほうでもやっているとというようなことが必要になるかというふうに思っております。

市といたしましても、そういう周知のガイドラインといったものも国のほうから示されておりますので、そういうガイドライン、指針に基づきまして適切に対応していきたいというふうに思います。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） そのシステムの話なんですけど、結局一括で管理するというところに対する中で、今、総務省が出してるインターネットでの説明の中では、今までは集めた情報に関してはエクセル管理はできないということが最初うたわれてました。ところがこのごろの民間の説明のほうではエクセルでの管理というふうになってきています。ここに関して、市としてはどういうふうに、今、もし指導する場合としてエクセル管理なのか、それともエクセル管理はさせないことにするのかということをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 今、エクセル管理ということをございますけれども、この取り扱いにつきましては国のほうが自治体向け、それから事業者向けにガイドラインを発しておるということをございます。エクセル管理につきましては、それがいいのか悪いのかということにつきまして、私どものほうから評価とか申し上げるということとはできないというふうに思います。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 今回エクセル管理の質問したのは、エクセルで管理した場合という情報漏えいというのが一番大きいものです。個々のパソコン、システムの中で、それだけの高度なセキュリティーを敷いてる場合であればエクセル管理でもいいものです。でも、そこに、個々の管理の中でセキュリティーができてるものとできてないものとかがあると。事業者によってもある程度の中小、大企業だったら、そのような管理に関してはセキュリティーを万全としてるところも多いでしょう。でも、簡単に外部へ漏れやすいというのがエクセルです。一番セキュリティーをかけやすいシステムとして、いわゆるサーバーシステムの中で一括管理をするというのが本当は一番いいのであるのですが、サーバー管理の場合はいろいろと問題があり、1回サーバーに侵入されて情報をとられた場合、全てが一括で抜き取られるという事態もあるということです。一応そういうふうなセキュリティーの問題もあるということをご認識していただきたいということです。

今回、災害時にもこのマイナンバーを活用するという話が出てきています。3・11の東日本大震災の後から共通番号制度のメリットとして災害時の支援という目的が強調されています。そもそも災害が起こったときは、着のみ着のままの状態避難するときに、わざわざこうしたICカードを持って逃げられるのか、何よりも避難した先に機械がなければ

情報はすぐに取り出せません。その機械があったとしても、そういう災害時というのは電気が通ってない、停電して使えないというのが現状です。その場合、このメリットは言えないのではないかと思いますけど、どのように支援していくのか、避難箇所の整備もやっていくのか、この辺についてお尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 今、この災害対応につきましては、市といたしましては被災者台帳作成事務にこの制度、マイナンバー制度を利用した事務を行おうとしておるところでございます。議員おっしゃいますように、東日本大震災の被災地からの要望も踏まえて、支援金の支給に関する事務と、それから市町村での事務に個人番号を利用することとしているということでございます。具体的な災害現場の使い方ということにつきましてはさまざまな使い方があろうかと思えますけれども、実際に使うというときはどうなるかということにつきましては、国の指示等を仰ぎながら、こういった使い道とか、それから困ることはないかとか、個人番号カードを持って避難してないというような場合どうするかというようなことがございます。そういった場合につきましては個人番号につきましては利用して行うことができるというようなことも考えられているようでございます。そういった実際の現場につきましてはいろいろ研究していく必要があるというふうに思います。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） ということは、災害時ではすぐに使えるというこれはシステムではないということになりますかね。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） これは国の考え方でございますけれども、こういうふうでございます。災害時に個人番号カードを持って避難することができず、個人番号がわからないということも現実に起こり得る。この場合には基本4情報、氏名、住所、生年月日、性別でございますが、その情報により本人確認を行った上で住民基本台帳に記載されている個人番号をお知らせすることで当該個人番号を利用してもらうことが考えられるというふうに答弁をなされておるようでございます。こういったことからできるだけ利用がしやすいように、それから有効に活用するように考えてあるようでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） いわゆる災害時には、ICカードがない場合には住民基本台帳と照らし合わせてやっていくということですから、ICカードの必要性はなくなるのではないのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） この番号カード、ICチップが埋め込まれているものでございますけれども、この取得につきましては任意ということでございます。ですから、

必ず持つておかなければならないというものでは現在のところはございません。ただ、持つておくときさまざまな場面で便利がいいと。免許証と同じように個人をきちんと確認する際にも使えますので、利用範囲も先ほど申しましたように広がってくるというようなものでございます。ですから手元に持つておく可能性が高いカードというような考え方をしておく必要があるということでございます。ただ、今のところ義務ではございません。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） ICカードの取得が任意ということですけど、私が聞いた限りでは、国の制度の中では、今後個人識別のためには必ず必要なICカード、いわゆる番号になるというふうに私は聞いておりますけど、その点に関してはどういうことでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） この制度が始まりますときに、この10月5日から通知カードが本人に通知されます。それは番号の付番といたしまして、あなたは何番ですというようなことになるわけですがけれども、その番号に基づいて来年の1月から個人番号カードを取得することができる、ICチップが入ったものを取得することができるというものでございます。今、国が申していますことは、10月から配付します通知カードを、きちんとその番号について、いつも番号を覚えておくわけでございませんで、その通知カードが大変重要だというふうなことでございます。

ただ、その通知カードでございまして、番号はわかるわけですがけれども、それが本人かどうかわからないということで、来年の1月以降は、その通知カードをもらったとしても、それとは別に運転免許証とか保険証とかあわせて提示して、例えば役所等に提示して、本人かどうかということもしなければならぬということで、それを一度にできる番号カードがあると便利ですということでございます。ですから番号カードにつきましては、今のところはそういった取り扱い、そういった利用法があるというものでございます。特に重要視しなければならないものは、この10月から配付されます通知カード、そちらのほうが一人一人きちんと持つておく必要があるというふうに国は申しております。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 今の説明でいけば、一応国のほうの説明の中では、来年の1月より国民年金を除く全ての情報をマイナンバーに情報として随時一元化していくという話に今なってます。ということは、これは全て任意ということでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） カードの中にはそういう取得しなければならない情報というものは入りません。そこにカードにありますものは基本4情報、先ほど言いました住所とか、そういったものですので、カードを仮に紛失した、盗まれたというときに、そのカードを見ればさまざまな個人情報、基本4情報、住所とか氏名、性別等以外の情報が入ってるものではございませんので、カードからそういった個人情報が抜き取られるという

ものではないです。

○議長（浅尾静二君） 1 番和田庄治議員。

○1 番（和田庄治君） そのカード自体に情報は入らないのはわかりますけど、その番号に対してシステムの中に全ての税金、免許証、あと健康保険と病院の病歴等が入ると、情報提供ネットワークシステムのマイポータル運用開始の中に書いてありますけど、それとは別物になるということですか。

○議長（浅尾静二君） 情報発信・ICT推進係長。

○情報発信・ICT推進係長（則松秀樹君） 今、こちらのほうからの答弁を繰り返しておりますが、誤解のないようにちょっと整理をさせていただきますと、通知カードにまず全国民のそれぞれの個人番号が書かれたものを通知カードとしてまず配付をされます。その後1月1日以降から配付を予定されております番号カードというものは、これについては受け取りは任意でございますという意味でございます。番号自体は必ず全国民一人一人に唯一無二の番号が振られていくと。その番号に対して情報が管理されていくということでございますので、番号のカードが任意だから番号自体が任意というわけではございません。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（浅尾静二君） 1 番和田庄治議員。

○1 番（和田庄治君） 番号が強制でこっちに来るということはわかっております。それはこっちも認識しています。ただ、その番号に対していろんな情報が入るということを先ほど説明したんですけど、ICカード自体に入るという認識もありません。ただ、その個人番号によって全てが管理されるというふうには書いてありますけど、そういうふうになった場合は、いわゆる任意ではなく強制というか、それになるのではないのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） そういった取り扱いにつきましては、法律に基づきまして行うものであるというふうには認識しております。

○議長（浅尾静二君） 1 番和田庄治議員。

○1 番（和田庄治君） マイナンバーの利用範囲という面で、年金の資格取得確認、給付における際の利用、また雇用保険等の資格確認、給付を受ける際に利用、ハローワーク等の事務等の利用、医療保険等の保険徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の事務等に利用というふうには、あと税分野で言えば、国民が税務当局に提出する確定申告、提出書、調書等に記載、当局の内部事務等に利用。災害分野では災害生活支援再建支援金の支給に関するものに使うというふうにはこっちに入ってるんです。いわゆる税金とか年金、それと労働保険とかに関しては、この利用範囲でなっているということ、これは事業者が全て管理してやっってるのをマイナンバーによって管

理をするというふうになってると思うんですけど、ということは、任意ということになると、結局各個人が、いや、そういうのは自分でやるよという話になったときには、それが自分でできるということなのかというのをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 個人カードが任意かどうかということが最初言われてあったと思います。ちょっと整理しますと、通知カードというのが全員に行くのは先ほど言うたとおりでございますが、個人カードというのは番号と、それと顔写真等がついております。ですから、そのカード1枚持っておれば本人認証ができるという形になりますけど、それをわざわざ、それをもらうのは任意でございますのでもらわなくてもいいと。じゃあもらわない人はどうするかといいますと通知カードを使うわけでございます。ところが通知カードは番号だけしかございませんので、それだけでは本人確認はできません。そうするとほかに保険証とか免許証とか、そういうものを組み合わせて、通知書とあわせたら本人確認ができると、そういうことでいかれる方は個人番号ICカードはもらわなくてもいい、そういう意味で任意と言ってることでございまして、データの管理は、これは強制的に全部されるということでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 今の説明でよくわかりました。ということは、今からのそういうふうな行政の手続に関しても全てマイナンバーで行うということですので、全ての情報が強制的に入ってくるということになります。ということになりますと、やっぱりこれに対するセキュリティーに関しては万全にしていきたい。今回、国では結構予算を立ててセキュリティーに関してもやっておられるというふうに聞きます。今度は朝倉市でもそういうセキュリティーに関して万全を期すように、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、子供の医療費について御質問いたします。

現在、朝倉市では入院だけは中学まで無料になっています、入院だけは。通院は小学校入学まで、就学前までになっております。平成28年度より福岡県が小学校6年生まで無料化にとりましたが、朝倉市では6月の定例議会で13番議員の質問で、通院無料を小学校3年生までの拡充を考えていただきたいとの答えに、市長は、私としてはやりたいという気持ちはあります。ただ、丸々無料にするのか、やはり親も何がしかの払うのかという、そういったことも含めて今後の検討課題だろうというふうに思っていますとの答弁でした。でも、これを今回、人口減少をとめるために、若い世代の親の人たちに子育てしやすい環境で、朝倉市への移住促進のアイテムとして考えることはできませんでしょうか、お答えください。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 子供医療費の助成について、議員おっしゃいますように、6月議会でも同様の御質問がございましたので説明を申し上げたところでございますが、

朝倉市において就学前については無料化にしております、22年8月から。小学生については入院費の一部助成を行っております、自己負担がございます。これについては23年7月から実施しております、平成26年8月からは中学生のほうまで拡大しまして、これも入院費の助成をしております一部負担がございます。

小学6年生、今さっきおっしゃいました、人口減少なり子育て支援事業として拡大できないかということでございますが、小学6年生までの医療費無料化について、県のほうが来年の10月から開始したいということをお示ししておりました。これについて若干、県のほうが示しております制度の説明をさせていただきますと、これについては所得制限を設けた上で、入院、通院の助成範囲を小学6年生まで拡充するものという内容でございます。通院の自己負担について、これも全く無料でございます、一医療機関ごとに、3歳以上就学前については今の月額600円という負担が800円というふうに金額が変わりまして、小学生については月額1,200円の負担額にするという内容になっております。事業実施については県の補助が2分の1でございますが、市の財政負担もございますので、市の考えとしては県のほうの制度改正に沿った内容にとどめまして、これを確実に進めていくことを最優先にすべきというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 私、選挙期間中に公約で中学3年生までの通院無料化ということをお約束で上げてました。その中で、1億5,000万円の繰り入れが可能であればできると、中学3年生までの通院無料化ができるというふうにならなりました。今回、県が一部負担があったとしても小学校6年生まではできるというふうになりましたので、だったら小学6年、一部負担があったとしても中学3年生までのなったら可能ではないかと、それは朝倉市独自でできるのかということをお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 中学3年生までの通院まで無料にということでございますが、今、私どもが試算いたしてますのが、県の助成のとおり市がした場合にどれぐらいの市の財政負担が生じるかということをお試算してるところでございますが、小学生について通院については、単年度当たり1,500万円ほど、初年度は県が示してありますのが来年の10月からですので、これの2分の1になります、初年度は。これだけ増加するものと試算しております。それと、これに加えて小学生の分、通院を完全に無料にしますと、さらに2,800万円程度、市の財政負担が必要となります。合わせて約4,300万円、小学生を無料化にしますと年間4,300万円の市の財政負担が生じるということになります。さらに初年度についてはシステム改修等について初期費用として約270万円ほどが必要となりますので、これをさらに中学生までというふうになりますとかなりの財政負担が生じますので、現在のところは県の制度改正の内容のとおり実行していきたいというふうに今のところ

ろは考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） この財政の負担額に関して、私が調査したのと全く同じ金額でした。この5,300万円という金額です、可能な金額だと思います。というのは、今、朝倉市では財政調整基金が44億円あるというふうに聞いております。この一部でいいんですよね、5,300万円という金額だったら、を繰り入れれば可能だと私は考えますけど、その点に関してどう思われますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 私、先ほど小学生を無料化した場合、約4,300万円の年間、年間が4,300万円です、それを毎年毎年支出していかないといけないということがございますので、基金の話もございました、基金についてはちょっと、私のほうではちょっと回答が難しいんですが、単年度の負担であって、それがずっと毎年財政負担が生じるということですので、現時点ではちょっとそこまで、中学生までというのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 今言われたような通常的、経常的にずっとかかるような経費を基金ですするというのは、どうしても基金というのは限度があります。ですので、一般的に新しい制度をする場合は、恒常的にその財源が得られるかどうかという形で判断していくのが一般的でございまして、基金を使うというのは一時的なものとかという考え方を今まで私たちは思っております。特に財政調整基金というのは、災害とかいろんな特殊事業のときの不特定のときに備えたものでございまして、恒常的に使うという考え方はなかなか今の段階では難しいかなと思っております。ただ、それはいろいろな考え方があろうかと思えます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 今回、人口減少という問題の中で、やっぱり朝倉市の周りだと、大都市圏といえば福岡、北九州とありますけど、そういうふうな町で、今、現状起きているのが幼稚園や保育園のいわゆる待機児童の問題が出てきてるんです。こういう人たちにアピールとして、こちらに朝倉に来ればこうやって福祉制度も充実しています、中学校まで医療費は一部補助が出ますということで訴えて、人口減少に歯どめがつくか、そういう安易なものではないとは思いますが、ではないかと。そのことによって市民税も入って、朝倉市の財政も膨れてくるのではないかと、今回こういう質問をさせていただきました。

実際、この前、私が東京でセミナーに行かせていただいたときに、よく出る話は、大都

市圏の話ばかりなんです、待機児童が多いと、そういう都市では結局、子供に対しての保育等のシステムがちょっとおかしくなっているというのをいろいろ朝倉市で調べるとそれが無いんですね。というところか、どんどんどんどん減っているために、幼稚園や保育園なんか統合されていくというふうな事態も起きているということなんです。というためには、どっかでそこを流出をとめるためにも何かの改善策が必要だと思いますので、一応これを念頭に持ちまして皆さんでお考えになっていただきたいということを思います。

続きまして、もう時間がありませんけど簡単に、子ども・子育て支援新制度について。もう今回、ちょっと時間がないので、これはもう、1つか2つの質問で終わらせたいと思います。

今回、子ども・子育て支援制度が変わりました、変更、改正になりました。標準保育と短時間保育というふうに保育時間が分かれています。これに対する短時間保育の方が長時間保育を受ける場合のいわゆる費用とかいうのをちょっとお答えください。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいますように、子ども・子育て支援新制度が27年の4月からスタートいたしまして、おっしゃいましたように保育所入所等に対して認定を市がしないといけないようになっております。ちょっと認定の仕方に、時間はありませんがざっと説明をさせていただきますが、利用を希望する方については支給認定をまず受けていただかなくてはなりませんというのがまず1点です。保育の必要性の事由、あと保育の必要量を審査して3つの区分に認定が分かれます。1号認定については教育標準時間認定というので、3歳以上のお子さんで幼稚園同様の教育を希望される方、2号認定が3歳以上で保育の必要な事由に該当して、保育所での保育をする方、それとあと3号認定が3歳未満で、これは保育所での保育を希望される場合。

さっきおっしゃいました保育標準時間と保育短時間ということについてでございますが、保育の必要性等を認定しまして、それぞれの家庭の就労状態に応じて働き方と子育ての状況に応じて利用できますようにフルタイム就労を想定しました保育標準時間、これは1日11時間まででございます、それと主にパートタイムの就労を想定した保育短時間、これは1日8時間の2つの認定区分が設けられております。その基準となりますのが、1カ月当たり就労時間が120時間以上というのが保育標準時間です。それと120時間未満の場合が保育短時間ということで認定されることになります。

保育料に関しての御質問だったかと思いますが、保育料については、市の保育については基本的に国の基準額をもとに設定してるところでございますが、国の基準額については、額、あるいは階層区分も変更あっておりませんので、現行の保育料を新たな階層区分に当てはめて決定しております。保育短時間の保育料については、国の基準額が保育標準時間の98.5%の額が設定されてますので、国に準じまして同程度の差で設定してるところでござ

ざいます、朝倉市のほうでは。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） その中で、今回年少者扶養の分が廃止になったというふうに出ていました。これにかわる朝倉市の保育料の補助とかはあるのかをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 年少扶養控除等についてでございますが、これは平成22年度の税改正により廃止になりました年少扶養控除等について、昨年度まで、26年度までの保育料では国の基準により控除廃止の影響を緩和するために年少扶養控除等があるものとして所得税額の再計算を行いまして保育料の決定をいたしておりました。子ども・子育て支援新制度の開始に当たりまして、算定基準が所得税額から市民税額に変更されるのと同時に、国はこれまでのような再計算は原則行わないということを新たな基準といたしております。朝倉市としましても近隣の状況等も勘案しまして、国と同様の取り扱いをいたしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） このような制度で今回行われていく子ども・子育て支援制度です。ぜひこのままよりよい制度を活用していかれることをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時5分休憩